

大倉ダム湖を使用される方へのお願い

大倉ダム湖で動力船舶を使用することは ご遠慮願います。

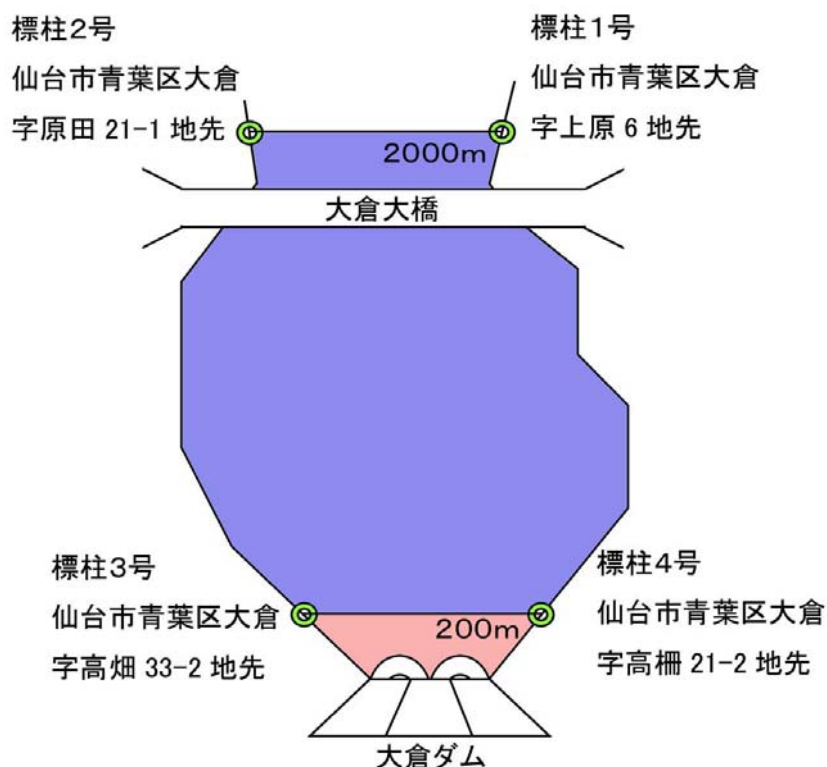
※大倉ダム湖は、仙台市や塩竈市に飲み水を供給する「水がめ」です。

動力船舶から事故等により油類が流出すると、その影響が甚大になることが懸念されますので、動力船舶による利用はご遠慮願います。

なお、動力船舶とはエンジン及びモーター等が該当します。

なお、大倉ダム湖には政令により湖面通航に関する規制がありますので、手漕ボート、カヌー等を使用する方はルールに従って使用して下さい。

- ①通航禁止水域：ダム堤体から上流200mまでの水域
(ダム本体から網場までの水域)
- ②通航制限水域：ダム堤体上流200mからダム堤体上流2000mまでの水域
(網場から大倉大橋までの水域)
- ③通航制限時間：日の出から日没まで
- ④通航制限速度：2ノット(約3.7km/h)以下



ルールに違反すると河川法の規定により罰せられます

ルールを守って、楽しく使用しましょう！

宮城県大倉ダム管理事務所 TEL 022-393-2211